2　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項及び第五項の規定は、第三号施行日以後に同条第四項に規定する特定口座開設届出書を提出する場合について適用し、第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

3　第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口座開設届出書を提出して同条第三項第一号に規定する特定口座を開設した同条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、第三号施行日から三年を経過した日（以下この項及び第五項において「三年経過日」という。）以後最初に当該特定口座における新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七項に規定する上場株式等の配当等の受入れをする日（同日において同条第四項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）の規定により同日以後に個人番号が初めて通知された日（以下この項及び第五項において「番号通知日」という。）の属する年の翌年一月三十一日（当該通知された日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定口座につき同条第七項に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、当該特定口座を開設している同条第三項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（第五項において「個人番号カード」という。）その他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該特定口座が廃止された場合は、この限りでない。

4　新租税特別措置法第三十七条の十四第七項及び第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後に同条第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出する場合について適用し、第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第六項の申請書又は同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出した場合については、なお従前の例による。

5　第三号施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書を提出して同号に規定する非課税口座を開設した同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、三年経過日以後最初に当該非課税口座における新租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座への新租税特別措置法第九条の八に規定する配当等の受入れをする日（同日において新租税特別措置法第三十七条の十四第七項に規定する個人番号（以下この項において「個人番号」という。）を有しない者（以下この項において「番号非保有者」という。）にあっては、番号通知日の属する年の翌年一月三十一日）までに、当該非課税口座を開設している新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の個人番号カードその他の財務省令で定める書類を提示して個人番号を告知し、当該告知した事項につき確認を受けなければならない。ただし、三年経過日（番号非保有者にあっては、番号通知日）までに当該非課税口座が廃止された場合は、この限りでない。

第九条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第百八条の四中「第三十条の四十二第一項」を「第三十条の三十七第一項」に、「第三十条の四十三並びに第三十四条の二」を「第三十条の三十八並びに第三十四条の三十九」に、「第三十条の四十三第一項」を「第三十条の三十八第一項」に、「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に改める。

第百九条の四第一項第三十二号中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に改める。

第百九条の十第一項第三十四号中「第三十条の四十三第四項」を「第三十条の三十八第四項」に改める。

第百十一条の二中「第三十条の四十三第五項」を「第三十条の三十八第五項」に改める。

第百十三条の二第三号中「第三十四条の二第一項」を「第三十条の三十九第一項」に改める。

第十条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第百八条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「基礎年金番号の利用制限等」を付し、同条中「、第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第三十条の三十七第一項中「市町村長その他の市町村の執行機関」とあるのは「市町村長」と、同条第二項中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」を「第三十条の三十七第二項中「都道府県知事」に改め、「、同条第四項中「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」とあるのは「全国健康保険協会、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者」と」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第百八条の五　全国健康保険協会、第三条第二項に規定する共済組合等その他の厚生労働省令で定める者は、第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務（当該厚生労働省令で定める者のうち厚生労働省令で定める者にあっては、同条に規定する政府管掌年金事業に関連する事務）の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る基礎年金番号を告知することを求めてはならない。

（国税通則法の一部改正）

第十一条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条の見出しを「（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）」に改め、同条第一項中「届出書」の下に「、調書」を加え、「）及び住所又は居所」を「）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　納税申告書（前条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の提出に係る新国税通則法第百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に課税期間（新国税通則法第二条第九号に規定する課税期間をいう。以下この項において同じ。）が開始する国税（課税期間のない国税については、第三号施行日以後にその納税義務が成立する当該国税）に係る納税申告書について適用し、第三号施行日前に課税期間が開始した国税（課税期間のない国税については、第三号施行日前にその納税義務が成立した当該国税）に係る納税申告書については、なお従前の例による。

2　支払調書等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十八条の四第一項に規定する調書等、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第四項に規定する調書、租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等並びに内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第一項に規定する国外送金等調書及び同法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。以下この項及び次項において同じ。）の提出に係る新国税通則法第百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に生ずる支払等（支払、交付、譲渡、行使その他の事由をいう。以下この項において同じ。）に基づき提出する支払調書等について適用し、第三号施行日前に生じた支払等に基づき提出した支払調書等については、なお従前の例による。

3　新国税通則法第百二十四条第一項に規定する書類（納税申告書及び支払調書等を除く。以下この項において同じ。）の提出に係る同条第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同項に規定する書類について適用し、第三号施行日前に提出した前条の規定による改正前の国税通則法第百二十四条第一項に規定する書類については、なお従前の例による。